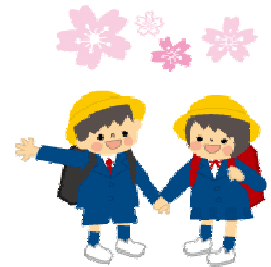


# 新入学準備金の入学前支給のご案内

小美玉市では平成31年4月に小学校に入学されるお子様がいらっしゃるご家庭で経済的な理由により、入学用品の購入にお困りの保護者の方を対象に新入学準備金（定額40,600円）を入学前（3月）に支給します。



## 1 支給の対象となる方

以下の要件の全てに該当する方が対象です。

- ◆生活保護に準ずる程度に、生活が経済的に困窮している方。  
（世帯全員の収入合計が生活保護基準額の1.3倍未満の世帯。下記収入額の目安参照）  
※生活保護を受給中の方は、生活保護費として支給されるため、本制度の支給対象外となります。
- ◆平成31年4月に小美玉市立小学校へ（新1年生として）入学されるお子様の保護者。
- ◆平成31年3月1日時点で小美玉市在住の方。
- ◆提出期限までに申請書・必要書類を提出された方。

## 2 認定となる基準の家庭内総収入額の目安

世帯人数 （同居人を含む）	1年間の家庭内総収入額 （児童手当、児童扶養手当等を含む）	世帯人数 （同居人を含む）	1年間の家庭内総収入額 （児童手当、児童扶養手当等を含む）
2人	約250万円以下	4人	約365万以下
3人	約295万以下	5人	約395万以下

※上記の表はあくまで目安です。対象者の判定には、年齢や家族構成や就学状況、住居（持家か借家か）等によって異なりますのでご注意ください。認定の可否は、お問い合わせいただいても事前にはお答えできません。

## 3 申請方法 及び 注意事項（必ずお読みください）

- ①本案内により、申請希望等をご判断ください。  
※就学援助の認定となった方は、昨年度の例では、児童全体の3%でした。
- ②申請を希望される場合は、小美玉市教育委員会のホームページから申請書ほか提出書類を入手いただくか直接、学校教育課まで受け取りにきてください。
- ③書類を学校教育課に取りに来た方には担当の民生委員をお知らせします。その他の方法で入手された方は学校教育課（☎48-11111）にお問い合わせください。民生委員に調査を依頼します。  
（裏面に続く）

④申請書をご記入いただき、必要書類を添えて、小美玉市教育委員会学校教育課へご提出ください。※小学校へはご提出いただけません。

**【申請受付・提出期限 平成30年10月1日～平成30年12月28日（必着）】**

★提出が必要な書類★

- 小学校入学準備金 兼 入学年度用就学援助申請書
- 依頼書（民生委員に調査を依頼するための書類）※
- 準要保護に関する調書 ※ ※申請者と民生委員が記入する欄があります
- 担当民生委員意見書（民生委員が記入します）
- 口座振込依頼書
- 保護者口座通帳のコピー（店名と口座番号が確認できるところ）
- 平成30年度市町村民税課税証明（平成30年1月2日以降に小美玉市に転入された方のみ必要）

⑤平成31年3月中に認定または不認定の結果を通知し、認定となった方にはご指定の金融機関口座へ支給金額【40,600円】を振り込みいたします。

## 4 生活保護受給中の方

生活保護受給中のお子様は、同様の費用が保護費から支給されているため、今回の申請手続きは必要ありません。

## 5 ご注意ください

平成30年度に申請しなかった、又は不認定となった場合でも、平成31年度の就学援助申請が可能です。毎年1月中旬頃から申請受付が始まります。申請の結果、4月当初からの認定となった場合は、就学援助費として新入学学用品費（40,600円）を学校経由で7月に支給します。平成31年度の就学援助申請の詳細については、下記までお問い合わせください。

また、今回、申請されて認定・受給された方も、平成31年度の就学援助を希望される方は、前年中（平成30年中）の所得がわかる書類（源泉徴収票か確定申告書の写し）が必要になります。年明け（平成31年3月12日）までに学校教育課に提出を済ませてください。

ただし、新入学学用品費については3月に支給済となるため、支給されません。

## 6 お問い合わせ先

〒311-3492 小美玉市小川4番地11

小美玉市教育委員会 学校教育課 TEL：0299-48-1111